

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その2)

(目次差し替え版)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 45 号	業務委託契約の締結について……………	5
議案第 46 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	20

議案第 45 号

業務委託契約の締結について

本市は、名越中継施設法面整備業務委託について、一般競争入札の方法により、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 委 託 名 称 名越中継施設法面整備業務委託
- 2 履 行 場 所 名越クリーンセンター内
(鎌倉市大町五丁目2073番3外)
- 3 契 約 金 額 292,589,000円
- 4 契 約 者 鎌倉市岩瀬937番地1
高岸建設株式会社
代表取締役 八 島 芳 治

名越中継施設法面整備業務委託仮契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と高岸建設株式会社（以下「受注者」という。）とは、名越中継施設法面整備業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、名越中継施設法面整備業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 本契約は、業務を完成させ、報告書等の納品を目的とする請負契約とする。

（業務内容）

第2条 業務の内容は次のとおりとし、詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 土砂災害特別警戒区域対策工 | 一式 |
| (2) 報告書作成等 | 一式 |

（契約金額）

第3条 契約金額は、292,589,000円（うち消費税額及び地方消費税額26,599,000円）とする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結日から令和8年（2026年）12月28日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。

（履行場所）

第6条 業務の履行は、名越クリーンセンター内（鎌倉市大町五丁目2073番3外）において行うものとする。

（着手期限）

第7条 受注者は、本契約締結日から7日以内に業務に着手しなければならない。

（建設発生土の搬出先等）

第8条 建設発生土の搬出先については、仕様書に定めるとおり。

（解体工事に要する費用等）

第9条 解体工事に要する費用等は、3,600,000円

（著作権の帰属等）

第10条 本契約による成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）

第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

- 2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。

(契約金の支払)

第 11 条 受注者は、第 28 条第 2 項の検査に合格したときは、請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

- 3 発注者は、第 1 項の業務完了届及び請求書の内容が正当であると認めるときには、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金を支払うものとする。

(前金払)

第 11 条の 2 受注者は、業務について、保証事業会社と、契約書記載の契約期間を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内を限度として前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、本契約の締結後 20 日以内に行わなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、契約金額が 10 分の 2 以上増額された場合においては、その増額後の契約金額の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、変更契約締結後 20 日以内に請求を行わなければならない。支払いについては第 2 項の規定を準用する。

- 4 受注者は、契約金額を 10 分の 2 以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約金額を増額した場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとする。

- (2) 増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときであって受領済みの前払金の額がその増額後の契約金額の 10 分の 5 の額を上回るときは、当該上回る額を増額された日から 30 日以内に返還しなければならないものと

し、下回るときは返還しないものとする。

- 6 発注者は、受注者が第4項又は5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを対等額にて相殺する。

（法令遵守等）

第12条 受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

（監督、検査等）

第13条 発注者は、受注者の業務の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

（履行遅滞の損害金等）

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき契約金額に本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

- (1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。
- (2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

（危険負担）

第15条 業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第 16 条 発注者は、業務完了した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第 1 項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から 1 年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前 2 項の請求をすることができない。ただし、業務完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第 17 条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 業務完了した目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第 20 条、第 21 条又は第 24 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の締結日における支払遅延防止法の率による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第21条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は

催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第22条又は第23条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第24条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第26条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議

する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

第 27 条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第 28 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(業務に関する情報等の保護)

第 29 条 受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(協議事項)

第 30 条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。

この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとする。

ただし、受注者が本契約締結までの間に地方自治法施行令第 167 条の 4 若しくは第 167 条の 11 の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとする。

この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生したときは、受注者は発注者に賠償請求できないものとする。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)8月25日

発注者	神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌 倉 市 市 長 松 尾 崇
-----	--

受注者	神奈川県鎌倉市岩瀬 9 3 7 番地 1 高岸建設株式会社 代表取締役 八島 芳治
-----	---

仕 様 書

1 業務名称

名越中継施設法面整備業務委託

2 業務場所

名越クリーンセンター内（鎌倉市大町五丁目 2073 番 3 外）

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）12 月 28 日まで

4 業務概要

本業務は、名越中継施設を整備するに当たり、整備計画地の一部が土砂災害特別警戒区域（以下「レッドゾーン」とする。）に指定されていることから、当該地のレッドゾーンの指定解除に必要な対策を講じるため、景観に配慮したネット工法等での法面保護を行うもの。また、令和 8 年（2026 年）9 月末を目途にレッドゾーン指定解除を目指す。

5 業務内容

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 鉛直式土砂防護柵工 | 一式 |
| (2) ワイヤネット補強土工 | 一式 |
| (3) ポケット式落石防護網工 | 一式 |
| (4) 矢板撤去工 | 一式 |
| (5) 報告書作成等 | 一式 |

6 提出書類

- (1) 契約後に提出するもの
 - ア 本業務において発注者と連絡をとれる者として現場管理責任者を選任し、発注者に書面で通知すること。
 - イ 作業内容・日程・時間等が分かる計画書を提出すること。
- (2) 業務完了後に提出するもの
 - 業務完了届（市の様式）、報告書（2 部）を PDF 及び CAD データにしたものを CD-R 等（1 枚）にして提出すること。

7 一般事項

(1) 建設業退職金共済組合への加入等

- ア 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- イ 証紙購入状況を把握するため、受注者は別に定める「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式 2）を本委託契約締結後 1 箇月以内に発注者（提出先は監督職員とする。以下同じ。）に提出すること。
共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（様式 2 号）に掛金収納書を添付すること。

共済証紙を追加購入したときは、その都度、発注者に提出すること。

ウ 受注者は、建退共制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。

エ 工事途中において発注者は、建設業退職金共済証紙の配布管理状況を確認するため、受注者から共済証紙受払簿等の関係書類について提示を求める場合がある。

オ 工事が完成したとき受注者は、「建設業退職金共済関係提出書」（様式1号）及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（様式3）を発注者に提出してください。

(2) 工事用貨物自動車等による過積載の防止等

受注者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ること。

ア 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

ウ 不正改造大型貨物自動車は使用しないこと。

エ 土砂、工事用資材等の積載状態の管理に当たっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積みを徹底すること。

オ ディーゼル自動車等の使用に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年10月17日条例第35号）を遵守すること。

(3) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定されている建設機械を使用すること。なお、一般建設機械のうち；①バックホウ②トラクターショベル(車輪式)③ブルドーザ④発動発電機(可搬式)⑤空気圧縮機(可搬式)⑥油圧ユニット⑦ローラ(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)⑧ホイールクレーンについては、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されている建設機械を使用すること。

※但し、ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5KW以上260KW以下)搭載の建設機械に限る。

注1 施工計画書の建設機械の使用計画書等には、「排出ガス対策型建設機械」と明記すること。

注2 施工現場において使用した建設機械の写真は工事写真に添付してください。なお、施工計画書へのカタログ等の添付は監督職員の求めがあった場合には提出すること。

(4) 熱帯材使用型枠の削減について

熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材100%のもの)は使用しないものとし、代替型枠の選定にあたっては、施工計画書に記載し、地球環境保全に配慮すること。また、針葉樹型枠、複合型枠を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図ること。

(5) アスベストを原材料としていない建設資材の使用について

受注者は、アスベストによる健康障害を防止するため、次のとおり対応すること。

ア 本工事で使用する全ての建設資材は、アスベストを原材料としていないものとする。

イ 本工事で下請契約がある場合は、当該下請負者に対して同様の内容を周知するとともに、元請負者としての責任において指導を徹底すること。

(6) 随時検査について

本工事の施工途中において、現場の施工体制、安全管理及び品質管理等の状況を確認するため、受注者に予告することなく検査を実施することがある。この場合は、受注者は、適切に対応すること。

8 施工条件等

(1) 工程関係

工期の中には、4週8休、祝祭日、年末年始、雨天日が含まれている。

ア 施工時期及び施工時間の制限は、密接する他委託工事で当該エリアを使用する。

制限を受ける施工内容：名越クリーンセンター解体でのプラットフォーム上屋解体に伴う外周道路の使用制限

制限を受ける施工時期：令和8年（2026年）6月1日から

令和8年（2026年）7月15日ごろまで

イ 交通規制はない。

ウ 地質条件等

内容：図面のとおり

エ 関係機関との未成立協議内容はない。

オ 関係機関等から付されている条件はあり。

条件内容：土木事務所へ「工事の完了予定に関する届出書」を完成予定日の14日前までに提出。

カ 地下埋設物の措置はない。

キ 地下埋設物の事前調査はない。

ク 埋蔵文化財の調査を実施すること。

場所等：施工箇所の草刈り終了段階で、市文化財課のやぐら調査が必要となる。

(2) 用地関係

仮設ヤード・資材置場等として提供（借地）する用地はある。

場所（範囲）：名越中継施設建設予定地内

時期（期間）：工期内

使用条件等：密接に関係する「鎌倉市名越中継施設整備業務委託」請負者及び「鎌倉市名越中継施設防火水槽設置業務委託」請負者との調整が必要。

復旧方法等：密接に関係する「鎌倉市名越中継施設整備業務委託」請負者及び「鎌倉市名越中継施設防火水槽設置業務委託」請負者との調整が必要。

仮駐車場は、密接に関係する「鎌倉市名越中継施設整備業務委託」請負者及び「鎌倉市名越中継施設防火水槽設置業務委託」請負者との調整のうえ、必要に応じて請負業者の責任において確保すること。

(3) 公害関係

ア 家屋調査等の事前調査資料はない。

- イ 家屋調査等は、実施しない。
- ウ 水替工（濁水処理を含む）はない。
- (4) 土砂検定試験関係
 - 土砂を掘削して搬出するものは神奈川県「県土整備局工事に係る土砂検定基準」（以下「土砂検定基準」という。）を適用する。
 - ア 本委託は土砂検定基準の検定試験対象工事に、該当する。
 - イ 土砂検定試験に係る位置測量費、試料採取及び検定試験に要する費用は、本委託に含まれている。なお、検定試料は1検体とする。
 - ウ 土砂検定試験の判別に要する期間は、本委託の工事期間に含まれている。
 - エ 土砂検定試験により本工事で搬出予定の土砂が基準値に適合しない土砂の「基準不適合」に判別された場合、その処理方法については、受注者と発注者で協議するものとする。
- (5) 安全対策関係
 - 標識類、防護柵等の安全施設類が必要な場合については、神奈川県県土整備局発行の「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠すること。
 - ア 交通整理員の配置は、必要ないが、県道への出入りは十分注意して行うこと。
 - イ 仮設の防護施設の設置は、必要ない。
- (6) 工事用道路関係
 - 一般道路を搬入路として使用する場合
 - ア 搬入経路、使用期間等に制限がある。
 - 搬入経路：前面県道
 - 使用期間：工期内
 - 使用時間帯：現場管理人員以外の車両は、地元協定により午前7時から午後6時30分の間に入出入りすること。
 - イ 搬入路の使用後及び使用後の処理は、必要ない。
- (7) 仮設備関係
 - ア 土留工は、任意とする。
 - イ 足場は、指定とする。
 - 内容：図示のとおり
- (8) 工事支障物件等
 - 東京ガス、神奈川県企業庁企業局、東京電力、NTTについては移設等なし。ただし、構内電気設備等配管が一部あるが、通電しておらず、撤去予定のため無視するものとする。
- (9) 薬液注入関係はない。
- (10) 路面復旧関係はない。
- (11) その他
 - ア 現場発生品の引渡しはない。
 - イ 工事材料のメーカー指定について
 - 工事材料のメーカー指定は行わない。
 - ウ 本工事で再生砂（RC-10）を使用する際には、現場代理人等の立会いの上で検体（1検体）を採取し、当該再生砂の製造者が平成3年8月23日付環境庁告示第46

号に規定される測定方法に基づく試験を行い、六価クロムについてあらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合している旨の報告書を受けること。また、この報告書は、監督職員に提出すること。

エ 工事用電力の指定は、ない。

オ 給水設備はあるが、北側民家付近にある第2計量棟近辺となるが、密接に関係する「鎌倉市名越中継施設整備業務委託」請負者及び「鎌倉市名越中継施設防火水槽設置業務委託」請負者との調整が必要。

カ 地元説明会等について

工事着手前に付近住民に対して「工事のお知らせ」を配布すること。なお、配布時期及び配布範囲等は、別途協議とする。また、工事説明会を事前に実施している。

9 残土処理

業務によって発生した残土の処理に当たっては、受注者が「公共建設発生土処理に係る「指定利用等 A（指定受入地）特記仕様書(R7(2025).4.1.版)」により行う。（市 HP より DL）

10 廃棄物処理

業務によって発生した廃棄物の処理に当たっては、受注者が処理計画書を作成し、関係法令に基づき適正に処理すること。

11 安全対策

業務中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い、災害の防止に努めること。

12 その他

- (1) 本業務の現場作業は、令和8年（2026年）9月30日までに完了させること。
- (2) 本業務の実作業は、平日の午前8時30分から午後5時までとすること。
- (3) 作業に当たり、社名の分かる保護具及び衣服を着用し受注者であることが容易に確認できるようにすること。
- (4) 休憩・待機・飲食は、仮設計画で示すこと。
- (5) 場内の施設及び機器等を破損、汚損した場合は、すみやかに発注者に連絡し、協議のうえ原形復旧すること。
- (6) その他本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議すること。

